

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政  
府予算に係る意見書の提出について

上記について、別紙のとおり地方自治法第 9 9 条の規定により関係機  
関に意見書を提出するものとする。

令和 6 年 9 月 3 0 日 提出

日立市議会教育福祉委員会

委員長 今 野 幸 樹

---

(提案説明)

地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするため、  
関係機関に対し意見書を提出するものであります。

(参 考) 意見書提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部  
科学大臣

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政  
府予算に係る意見書

学校現場では、子供の貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

改正義務標準法の施行により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられているものの、小学校だけにとどまるのではなく、中学校においても35人学級の早期実施が必要である。さらに、きめ細かな教育を進めるためには、少人数学級の実現が不可欠である。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあり、自治体間の教育格差が生じることが懸念される。子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けることができることが憲法上の要請であり、豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国会及び政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、更なる少人数学級について検討すること。

2 学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 9 月 日

日 立 市 議 会